

# インスピレーションになろう

## BE THE INSPIRATION



国際ロータリー 第2550地区

宇都宮東ロータリークラブ会報

http://www.ri2550uerc.gr.jp/



会 長 五味 潤秀幸

幹 事 手塚 正智

会報・雑誌委員長 吉田 恭平

例会場 宇都宮市大通り2-4-6 ホテルニューイタヤ 例会日 毎週火曜日(12:30~) 事務局 宇都宮市東宿郷3-2-5-803 TEL.028-638-5125 FAX.028-638-5128

通算2821号 2019年1月22日(晴れ) 第27回例会 会員数123名 列席82名 出席率73.15%



点 鐘 五味 潤会長  
司 会 SAA 鈴木(明) 会員

◇ロータリーソング「我等の生業」

◇本日のランチ

魚の西京焼 鶏の水炊き 小付 香の物  
味噌汁 御飯 デザート



ビジター紹介 稲見副会長

◇来訪ロータリアン

1名(1クラブ) 累計26,500名  
宇都宮さつきRC 副会長 齋藤 昇吾様

◇宇都宮東警察署

署長・栃木県警視 伊藤 靖志 様(卓話講師)  
随行 小林 拓馬 様

会長挨拶 五味 潤会長

皆さん、こんにちは。冬至が1ヵ月前に過ぎ、心なしか夕暮れが延びてきました。早く暖かくなって欲しいと思います。インフルエンザは相変わらずですが、もう少ししますと今度は花粉症の季節になります。何かありましたらご相談いただきたいと思います。大船渡市への植樹ですが、3月11日と、予定の計画、予算に差異が生じております。来月の理事会で早急に諮りたいと思います。本日は、宇都宮東警察署の伊藤署長の卓話があります。最後までどうぞよろしくお願ひ申し上げまして挨拶と致します。



幹事報告 手塚 幹事

◇地区より 一年交換学生の受け入れのお願い

当クラブでは約10年受け入れていないようです。旭年度と相談して方針を決めますが、ホストファミリーをして頂ける方がいらっしゃいましたら手塚までお知らせください。

◇IMの出欠確認をしておりますが、出席者が少ないので皆様、出席をお願い致します。



委員会報告

◇出席委員会

上野委員

&lt;皆出席表彰・12月分&gt;

通算21年 轟 宗雄会員

通算12年 渡邊和裕会員



卓 話

「犯罪被害者支援の現状」

宇都宮東警察署長・栃木県警視  
伊藤靖志 様



皆さん、こんにちは。ロータリークラブの皆様には日頃から警察業務の様々な場面でご理解、お力添えをいただき、誠にありがとうございます。本日は、犯罪被害者支援についてご紹介して、今後の警察への視点など少し、変えていただければと思います。

はじめに、我々警察の責務についてお話いたします。警察法第2条に定められており「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、その他公共の安全と秩序の維持にあたることをもってその責務とする。」と明記されています。実際、警察組織もそのようになっております。まず、犯罪の予防、鎮圧という防犯的な仕事をする

のが、本部では生活安全部、警察署では生活安全課です。次に、被疑者の逮捕につきましては、本部には刑事部があり、捜査一課から機動捜査隊まで9所属あります。東署では刑事一課と刑事二課があります。交通の取締りは交通部で、署には安全運動をする交通総務課と取締りや事故の捜査等をする交通捜査課があります。また、公共の安全の秩序と維持、一般的なことを含めて警備、警備を担当する警備部、警備課がございます。その他に、全体の調整役、人事的なことを担当する、総務部門的な仕事として、警務部、警務課があります。県民の身近なところで、警察の責務を全般的に網羅する地域部、地域課があり、警察署では各交番、駐在所、パトカーでの勤務で、それぞれ任務を分担しながら責務を果たしております。

警察の責務は、まず、事件、事故を起こさない、万が一起こってしまったら、その拡大を防止する、或いは、犯人、被疑者を早期に捕まえることです。しかし、一昔前はそれで良かったのですが、ここ最近になり様相が変わってきた部分がございます。それは、犯罪の被害にあった被害者、或いはその遺族の方のケアの部分です。今までもやってはいたのですが、置き去りにされがちでした。刑事被告人等の権利は明記されていましたが、被害者についての規定はどこにも明記されていませんでした。本来であれば一番保護されるべき被害者や被害者の家族、遺族が誰にも守られていない状態でした。事件によっては、被害者がマスコミ等に大きく取り上げられて、二次被害や再被害など憂き目を見ることがありました。そこで、被害者のケア、被害者の支援というものに、焦点があたってきたというのが、ここ最近の流れです。

警察で現状行なっている被害者の支援についてご紹介させていただきます。警察は、捜査上の支障があるということで、捜査の状況を外に出さないのが一般的でしたが、被害者の支援という面からは、遺族や家族には、捜査に余程の支障が無い限り、捜査の進捗状況等を教える、ということがございます。また、犯人が捕まった後の相談を受けたり、病院、裁判所、検察所等への付き添いについてもケアをする必要があります。その他、犯罪によって負傷、怪我を負った時には、初診料や治療費のケア、被害者に瑕疵がなく、一方的にやられた被害者については、犯罪被害者給付金という国の制度があり、財政面でもケアをしようという流れがあります。

しかし、警察だけではやりきれない部分があり、それを補っていただいているのが、「公益社団法人被害者支援センターとちぎ」です。私の警察人生38年では刑事経歴が一番長く、捕まえることが専門でした。しかし、県民広報相談課長の時、

被害者支援ということを身近に感じ、捕まえるだけでは駄目なんだと、あらためて感じました。在籍中、「公益社団法人被害者支援センターとちぎ」と関わりがあり、意見交換の機会も多くありました。現在、支援センターの事務局長は和氣みち子さんですが、自身も飲酒運転のトラックに20歳の娘さんを引き逃げされた悲惨な事故の被害者遺族です。被害者、被害者遺族の気持ちをわかってくれる方で、事務局長が被害者になった時には、こうした支援がなかったそうです。同じ被害者の目線で話を聞いて貰いたい、寄り添って貰いたいという相談が、年間300～400件位寄せられるようで、そういったもののケアを主にいただいております。その他に、裁判所や病院等の付き添いの支援も積極的にいただいております。また、こうした活動をしているという広報活動や、県内の高校や中学校に出向いて生徒さんに命の大切さを学ぶ教室など開いています。この教室はちょうど夏休みの前にやるので、夏休みに感想文を書いて貰っていますが、胸が熱くなる作品がたくさんあります。お子さんの情操教育の一翼も担った活動をしているのではないかと思います。公益社団法人ですので、財政基盤は県や自治体からの補助金、会員の会費や賛助会員の賛助金です。県や自治体の財政も非常に厳しく、毎年、減額、カットの話が出ます。この場をかりて改めて、皆様にもご協力いただければと思います。また、寄附金付きの被害者支援自動販売機があります。こちらでジュースを買っていただくと、その一部が寄付金になります。昨年の4月末で県内に171台の自動販売機が設置されています。ご関心がある方は東署、県民広報相談課、或いは支援センター等にご一報いただければと思います。

ここ最近の犯罪の状況に触れてみたいと思います。昨年、本県の刑法犯認知件数は11,348件でした。ピークは平成15年で、その頃は約4万件でしたが、15年連続で減少しています。当署管内は1,680件ありました。前年比で202件のマイナスです。東署は県内19警察署のうち発生件数が一番多いのが現状です。また、昨年、交通死亡事故は9件ありました。一昨年は2名でした。新4号線等、スピードの出る整備された道があるところは、事故が発生すると大きくなりがちです。また、歓楽街もありますので、お酒絡みの事故も非常に多くあります。事件を発生させない、万が一発生してしまったら早く犯人を捕まえる、拡大を防ぐ、そして被害者のケアをする、この3つを柱に今後共、取組んでいくところでございます。地域の安全、安心のために一層努力していきたいと思っております。